

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、当審査会に平成○年○月○日付けの労働保険再審査請求書（以下「請求書」という。）を労働者災害補償審査官（以下「審査官」という。）経由で提出し、当審査会は、これを受け付けた（以下「本件再審査請求」という。）。
- 2 また、請求人は、本件再審査請求とは別に同日付けの労働保険再審査請求書を提出し、当審査会は、平成○年労第○号事件として受け付けた。
- 3 ところで、再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第50条において準用する同法第10条において、再審査請求が不適法なものであってその欠陥が補正することができないものであるときは、裁決をもってこれを却下しなければならないこととされている。
また、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第38条においては、審査官の決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができることと定められているところ、再審査請求ができる場合とは、取消しによって請求人が救済されるべき法的利益がある場合にのみ認められるものと解することが相当である。
- 4 本件についてみると、請求書の再審査請求の趣旨欄には、原処分の行われた日付の記載がなかったことから、労審法第50条において準用する同法第11条第1項の規定に基づく補正命令をもって請求人に確認したところ、請求人は、平成○年○月○日付け補正書により、本件再審査請求の趣旨は、「労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで行った、療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求める。」ものであることを明らかにした。したがって、本件再審査請求は、当審査会が平成○年労第○号事件として受け付けた再審査請求と同一の処分の取消しを求めていることが明らかである。
- 5 以上のとおり、本件再審査請求は、現在審理中である平成○年労第○号事件の審

理の対象である処分と同一の処分の取消しを目的とする請求であり、救済されるべき法的利益を欠き、不適法なものであって、かつ、その欠陥を補正することができないものであるので、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のとおり裁決する。